

令和3年第3回七戸町議会定例会 会 議 録

令和3年8月24日七戸町告示第78号で、令和3年第3回七戸町議会定例会を9月3日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和3年 9月 3日 午前10時02分 開会

令和3年 9月13日 午前11時59分 閉会

○応召議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	疍 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

報告第31号 専決処分事項の報告について

（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第5号））

報告第32号 専決処分事項の報告について

（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第6号））

議案第76号 七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第77号 七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例について

議案第78号 七戸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第80号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第81号 七戸町過疎地域持続的発展計画の策定について

- 議案第66号 令和3年度七戸町一般会計補正予算（第7号）
議案第67号 令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第70号 令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第71号 令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第73号 令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第74号 令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）

決算審査特別委員会審査報告

- 議案第75号 令和2年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
報告第33号 令和2年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第34号 令和2年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告について

○議員提出案件

- 発議第 5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
発議第 6号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出について
-

○その他

- 会議録署名議員の指名について
会期の決定について
諸般の報告について

令和3年第3回七戸町議会定例会

会議録（第1号）

令和3年9月3日（金）

午前10時02分 開会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「報告第31号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第5号）」から「報告第34号令和2年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告について」までの16議案、4報告を一括上程
（町長提案理由説明）

日程第5 決算審査特別委員会設置について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	田嶋邦貴君	支所長	小山彦逸君
			（兼庶務課長）
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君

会計管理者 (兼会計課長)	高田 美由紀 君	税務課長	町屋 淳一君
町民課長	原子 保幸 君	社会生活課長	佐々木 和博 君
健康福祉課長	井上 健 君	商工観光課長	附田 良亮 君
農林課長	鳥谷部 勉 君	建設課長	氣田 雅之 君
上下水道課長	仁和 圭昭 君	教育長	附田 道大 君
学務課長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田中 健一 君
世界遺産対策室長	相馬 和徳 君	中央公民館長兼 南公民館長・中央図書館長	高田 博範 君
農業委員会会長	天間 俊一 君	農業委員会事務局長	三上 義也 君
代表監査委員	吉川 正純 君	監査委員事務局長	澤山 晶男 君
選挙管理委員会委員長	新館 文夫 君	選挙管理委員会事務局長	原子 保幸 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山 晶男 君	事務局次長	鳥谷部 伸一 君
------	---------	-------	----------

○会議録署名議員

9 番	附田 俊仁 君	10 番	佐々木 寿夫 君
-----	---------	------	----------

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） ただいまから、令和3年第3回七戸町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、令和3年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番附田俊仁君と10番佐々木寿夫君を指名します。

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

初めに、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

去る8月24日告示、本日招集されました令和3年第3回七戸町議会定例会の会期について、先般8月24日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日9月3日から9月13日までの11日間を会期とすることに決定をいたしました。

本日は、議案等の一括上程、決算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。4日及び5日から6日までは、議案調査及び閉庁日のため休会といたします。7日は一般質問、9日と10日は決算審査特別委員会を行います。運営方法については皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にしてください。最終日の13日は、議案第75号を除く今回上程されております全議案について審査を行うこととしております。

以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、本委員会の決定に御賛同くださいますようお願いを申し上げます、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月13日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願います。

次に、本日までに受理いたしました陳情等につきましては、別紙配付の陳情等文書表のとおりです。

先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、請願第2号は、総務企画常任委員会に付託、陳情第2号及び第3号は、資料配付にしますので御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

報告第31号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第5号））から報告第34号令和2年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告についてまでの16議案、4報告を一括上程します。

町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回七戸町議会定例会が開催され、令和3年度の補正予算をはじめ各般にわたる議案について御審議いただくにあたり、提出議案を御説明する前に一般報告をさせていただきます。

初めに、台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による当町の被害状況の概要について報告いたします。

8月9日、夜から翌朝にかけて激しい雨となりました。山谷地区では2日間の降水量が当町の8月一月に降る平均降水量約193ミリメートルを超える254ミリメートルとなり、洪水や床下浸水、通行止め、断水、農作物などへの甚大な被害をもたらしまし

た。最高レベル5の避難情報、緊急安全確保発令した倉岡川目治部袋地区では人的被害はなかったものの、5棟の床下浸水の被害が発生しました。天間林第1浄水場では、取水口からの導水管に立木・土砂等が詰まり、さらには長期間にわたる濁水により、水道水の供給を停止せざるを得なくなりました。断水の影響は、11日から15日の5日間、天間林地区の住民の8割2,433世帯、5,469人に及び、町民の皆様には大変御不便をおかけいたしました。今回の断水で、御支援・御協力をいただきました自衛隊や北奥羽地区水道協議会、七戸警察署、天間林商工会青年部や民間事業者等の皆様には、厚くお礼申し上げます。今後は、町の災害対応について検証し、引き続き万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、大雨による被害は、当町以外でもむつ市や風間浦村などにも発生しており、全国的には九州や四国、中部地方など、広い範囲で記録的な大雨による甚大な被害となっております。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧と復興を御祈念いたします。

また、このたびの当町の災害状況や被害状況の報告については、議会開会終了後に議会全員協議会を開催することとしておりますので、その場で詳細な報告をさせていただきますが、災害の報告のほかに七戸町過疎地域持続的発展計画の策定についてと、七戸町ゼロカーボン推進計画について、さらに新型コロナワクチン接種状況の報告について、担当課より詳細な説明をさせていただきます。

次に、当町の史跡二ツ森貝塚を構成資産とする北海道・北東北の縄文遺跡群について、7月27日、第44回世界遺産委員会拡大大会合において、世界遺産一覧表に記載されることが決定いたしました。これまで関係自治体と共同し、地域住民と連携を図りながら、世界遺産登録に向けた取組が認められことを大変うれしく思っております。今後も関係機関と連携を図り、二ツ森貝塚の価値や魅力を発信しながら、世界文化遺産を継承していくことに全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症についてですが、緊急事態宣言が東京都など全国で21都道府県に発出が拡大されており、まん延防止等重点措置も全国で12県に適用されています。全国的に感染力の強いL452Rの変異株、いわゆるデルタ株が猛威を振るい、感染を拡大し、医療機関が逼迫している状況にあります。本県においても変異株が検出され、1日の感染者数が100人を超える日もあるなど、上十三保健所管内を含む青森県全体に感染者が増えている大変厳しい状況であります。

当町では、県の新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージに準じて、9月1日から30日まで町の公共施設等を原則休館、使用中止とします。また、学校行事等の原則中止や延期、部活動、スポーツ少年団等の活動を禁止いたします。

最近では若い世代の感染率も高まっており、重症化している例も多いことから、1人1人がお互いを守り合う気持ちで、あらゆる場面で慎重な行動と感染防止対策を徹底していただき、緊急事態宣言等が発出されている都道府県への移動についても控えていた

だくなど、引き続き御協力をお願いしたいと考えております。また、感染拡大を防ぐための一つの手段として、ワクチンの接種率を町全体で高めていくよう取り組んでまいります。

七戸高校公営塾については、8月12日に2事業者参加のもと、プロポーザル方式による事業者選定委員会を開催し、公営塾管理運営業務の委託事業者を選定いたしました。また、現在は、10月1日の開設に向け、施設の改修工事を実施しているところで

す。それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第31号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第5号））については、新型コロナウイルスワクチン接種の個別接種促進のための新事業が実施されたこと。七戸中学校理科室のエアコン設置について、早急に整備する必要があったことから、歳入歳出予算の総額に2,110万8,000円を追加し、予算の総額を102億1,514万4,000円としたものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に1,978万7,000円、繰入金に129万9,000円を追加したものです。歳出は、総務費に1,981万円、教育費に129万8,000円を追加したものです。

報告第32号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第6号））については、8月の大雨災害による災害復旧事業等を早急に行う必要があったことから、歳入歳出予算の総額に5,486万円を追加し、予算の総額を102億7,000万4,000円としたものです。

歳入は、繰入金に5,486万円を追加し、歳出は、災害復旧費に5,486万円を追加したものです。

議案第76号七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布に伴い、同法の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第77号七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例については、鶴児平会館の老朽化に伴い、施設を解体・廃止することから提案するものです。

議案第78号七戸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第79号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、同府令の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第80号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、同省令の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第81号七戸町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための過疎地域持続的発展市町村計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものです。

議案第66号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額に5,326万2,000円を追加し、予算の総額を103億2,326万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税に4億6,972万6,000円、町債に8,269万2,000円を追加し、繰入金から5億1,444万5,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費に2,883万円、民生費に1,813万3,000円、土木費に8,504万3,000円、教育費に1,460万5,000円を追加し、消防費から1億472万円を減額するものです。

今回の補正の主な内容は、町道の維持及び修繕経費の増額、電源立地地域対策交付金の交付限度額が確定したことによる消防費に係る中部上北広域事業組合負担金の減額となっております。

議案第67号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から3,558万3,000円を減額し、予算の総額を18億1,972万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税から3,472万7,000円、国庫支出金から179万9,000円を減額し、歳出の主なものは諸支出金に299万8,000円を追加し、国民健康保険事業費納付金から3,867万8,000円を減額するものです。

議案第68号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に459万9,000円を追加し、予算の総額を4億2,184万7,000円とするものです。

歳入は、繰越金に459万9,000円を追加し、歳出は、予備費に459万9,000円を追加するものです。

議案第69号令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に3,424万8,000円を追加し、予算の総額を27億1,815万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、保険料に173万4,000円、支払基金交付金に371万6,000円、繰越金に3,266万円を追加し、繰入金から392万7,000円を減額する

ものです。

歳出の主なものは、諸支出金に3,403万6,000円を追加するものです。

議案第70号令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出において、総務費に24万円を追加し、予備費から24万円を減額するものです。

議案第71号令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に288万2,000円を追加し、予算の総額を1,061万2,000円とするものです。

歳入は、繰入金に288万2,000円を追加し、歳出は、総務費に288万2,000円を追加するものです。

議案第72号令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に805万円を追加し、予算の総額を4億94万3,000円とするものです。

歳入は、繰入金に619万6,000円、繰越金に185万4,000円を追加し、歳出は、総務費に805万円を追加するものです。

議案第73号令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入において、繰越金に30万5,000円を追加し、繰入金から30万5,000円を減額するものです。

議案第74号令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入の営業収益に5万9,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億3,536万円とし、収益的支出の営業費用に64万2,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億284万3,000円とするものです。

また、資本的支出については、資本的支出の建設改良費に681万7,000円を追加し、資本的支出の総額を3億2,873万6,000円とするものです。

議案第75号令和2年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、令和2年度の七戸町各会計歳入歳出決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

報告第33号令和2年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、令和2年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものです。

報告第34号令和2年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告については、継続費を設定した立地適正化計画策定業務及び七戸町都市計画マスタープラン改定業務の終了に伴い、継続費の精算に関する報告をするものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 決算審査特別委員会設置について

○議長（瀬川左一君） 日程第5 決算審査特別委員会設置について。

初めに、令和2年度各会計歳入歳出決算の概要について、会計管理者より説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高田美由紀君） おはようございます。

ただいまから、令和2年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

各会計に共通いたしますが、予算額及び決算額については、前年度からの繰越明許費を含んだものとなっております。

それでは最初に、一般会計について説明いたします。

予算総額は135億8,094万8,000円であります。

歳入決算額は133億204万5,840円で、予算額に対する収入率は97.94%、調定額に対する収入率は96.96%で、収入未済額は4億541万7,761円となっております。その内訳は、町税6,288万5,412円、分担金及び負担金33万94円、使用料及び手数料32万6,730円、国庫支出金2億6,267万8,525円、県支出金324万円、財産収入5万7,000円、町債7,590万円でございます。

一方、歳出決算額は130億7,131万2,440円で、予算額に対しての執行率は96.25%、不用額1億440万8,156円を生じております。

このことから、一般会計決算の歳入歳出差引残額は2億3,073万3,400円で、この残額から令和3年度への繰越明許費繰越額6,299万5,475円、事故繰越繰越額10万3,510円を控除した実質収支額は1億6,763万4,415円となります。

この額から条例に基づき1億5,500万円を基金へ繰入れし、残額の1,263万4,415円が令和3年度への繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計について説明いたします。

予算総額は20億508万2,000円であります。

歳入決算額は19億762万3,495円で、予算額に対する収入率は95.14%、調定額に対する収入率は96.32%で、収入未済額は6,837万5,852円となっております。その内訳は国保税でございます。

一方、歳出決算額は18億6,932万2,370円で、予算額に対しての執行率は93.23%、不用額1億3,575万9,630円を生じております。

このことから、国民健康保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は3,830万1,125円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

予算総額は4億765万円であります。

歳入決算額は4億1,214万5,953円で、予算額に対する収入率は101.10%、調定額に対する収入率は99.69%で、収入未済額は129万9,900円となっており、その内訳は保険料でございます。

一方、歳出決算額は4億685万2,083円で、予算額に対しての執行率は99.80%、不用額10万4,917円を生じております。

このことから、後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出差引残額は529万3,870円で、この残額から令和3年度への繰越明許費繰越額69万3,000円を控除した実質収支額は460万870円となり、これは令和3年度への繰越金となります。

次に、介護保険特別会計について説明いたします。

予算総額は26億6,804万7,000円であります。

歳入決算額は26億7,433万1,887円で、予算額に対する収入率は100.24%、調定額に対する収入率は99.74%で、収入未済額は550万4,540円となっており、その内訳は保険料でございます。

一方、歳出決算額は25億8,227万1,682円で、予算額に対しての執行率は96.79%、不用額8,577万5,318円を生じております。

このことから、介護保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は9,206万205円となり、この額から条例に基づき5,940万円を基金へ繰入れし、残額の3,266万205円が令和3年度への繰越金となります。

次に、介護サービス事業特別会計について説明いたします。

予算総額は391万9,000円であります。歳入決算額は404万1,484円で、予算額に対する収入率は103.13%、調定額に対する収入率は100%で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は204万9,189円で、予算額に対しての執行率は52.29%、不用額186万9,811円を生じております。

このことから、介護サービス事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は199万2,295円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、七戸霊園事業特別会計について説明いたします。

予算総額は202万1,000円であります。

歳入決算額は202万3,643円で、予算額に対する収入率は100.13%、調定額に対する収入率は100%で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は201万8,009円で、予算額に対しての執行率は99.15%、不用額2,991円を生じております。

このことから、七戸霊園事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は5,634円となり、全額が令和3年度への繰越金となります。

次に、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

予算総額は4億5,603万7,000円であります。

歳入決算額は4億3,759万5,714円で、予算額に対する収入率は95.96%、調定額に対する収入率は95.44%で、収入未済額は2,051万5,985円となっております。

その内訳は、分担金及び負担金14万6,000円、使用料84万9,985円、国庫支出金1,362万円、町債590万円でございます。

一方、歳出決算額は4億2,385万1,237円で、予算額に対しての執行率は92.94%、不用額87万5,763円を生じております。

このことから、公共下水道事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は1,374万4,477円で、この残額から令和3年度への繰越明許費繰越額1,179万円を控除した実質収支額は195万4,477円となり、これは令和3年度への繰越金となります。

最後に、農業集落排水事業特別会計について説明いたします。

予算総額は7,071万4,000円であります。

歳入決算額は7,080万4,982円で、予算額に対する収入率は100.13%、調定額に対する収入率は99.99%で、収入未済額は8,426円となっております、全額使用料でございます。

一方、歳出決算額は7,048万9,600円で、予算額に対しての執行率は99.68%、不用額22万4,400円を生じております。

このことから、農業集落排水事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は31万5,382円となり、全額が令和3年度への繰越金となります。

以上のとおり、令和2年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 次に、令和2年度水道事業会計決算の概要について、上下水道課長より説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（仁和圭昭君） おはようございます。

ただいまから、令和2年度七戸町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

報告の前に一言申し上げたいと思います。

去る8月11日、台風9号から変わった温帯低気圧による大雨により、天間林地区において断水が発生したことについては、災害が起因しているとはいえ2,433世帯、多くの町民の皆様に対し多大なる御不自由と御迷惑をおかけいたしましたことに、心よりおわび申し上げます。

また、8月12日より復旧作業を開始、15日に全地区の通水が完了するに至りましたが、復旧にあつては町民の皆様の御協力と、町内外からの御支援により収束できまし

たことを心から感謝申し上げます。

それでは、水道事業決算の概要について御説明いたします。

最初に、水道の普及状況であります。給水人口は1万4,962人で、前年度に比べ168人減少となりました。

給水契約件数は7,575件で、前年度に比べ9件増加し、給水普及率は前年度と同様の99%となっております。

次に、年間有収水量ですが158万605立方メートルで、前年度に比べ8,792立方メートル増加しておりますが、1日当たりの最大配水量は7,336立方メートルで、前年度に比べ521立方メートル減少し、1日当たりの平均配水量も5,984立方メートルで、前年度に比べ365立方メートルの減少となっております。有収率は、前年度に比べ4.6ポイント増加して72.4%となりました。

次に、工事関係では、計量法の規定による検定満期に達した1,073か所のメーター交換を行いました。

老朽管更新事業等におきましては、ライフライン機能強化事業及び道路改良工事関連による整備で、8地区の2,476メーターの布設替えを実施しております。

なお、これらの工事に伴い、実施した石綿セメント管の布設替え延長は約1,202メーターで、残り延長は補助ベースで約2万8,000メーターとなっております。

次に、会計の状況につきまして、消費税抜きの数値にて御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収益的収入合計額は3億2,583万6,118円で、前年度と比較し493万5,787円の増収となっており、給水収益では315万9,122円の増収となりました。

主な収入といたしましては、給水収益が2億6,732万3,516円で、収入総額の82.04%を占め、長期前受金戻入が4,843万6,585円で、収入総額の約14.87%を占めています。

次に、収益的支出合計額は2億7,349万6,594円で、前年度と比較し569万7,093円の増となりました。

主な支出といたしましては、企業債利息が2,063万5,156円、職員給与等が3,945万1,289円、水質検査及び検針業務、浄水場管理業務等の委託料が2,292万687円、減価償却費が1億4,219万7,610円でございます。

これにより、令和2年度七戸町水道事業におきましては、収益的収入総額3億2,583万6,118円、収益的支出総額2億7,349万6,594円となり、差引純利益が5,233万9,524円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入合計額は9,344万8,554円、支出合計額は2億4,396万3,800円であります。

収入では、ライフライン機能強化等国庫補助金が2,860万円、老朽管更新事業に伴う企業債借入金が5,000万円、他会計負担金及びその他負担金が1,484万8,55

4円であります。

支出では、企業債元金償還金が6,535万4,850円、検定満期に伴う水道メーター交換工事費等が2,730万2,650円、老朽管更新工事費等が1億4,252万3,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税込みで1億6,814万7,686円であり、これを損益勘定留保資金から1億441万5,670円、減債積立金から5,000万円、消費税資本的収支調整額から1,373万2,016円で補填しております。

以上で、令和2年度七戸町水道事業決算の概要について説明を終わります。

○議長（瀬川左一君） 次に、令和2年度七戸町各会計決算審査意見書並びに令和2年度財政健全化及び経営健全化審査意見書について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（吉川正純君） おはようございます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和2年度の七戸町各会計の決算等について、審査意見を報告申し上げます。

お手元に配付しております、令和2年度七戸町歳入歳出決算書の21ページをお開きいただきたいと思っております。

審査の対象は、令和2年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書及び証書類並びに水道事業会計決算、同財務諸表及び証書類、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書の11項目でございます。

審査は、令和3年7月20日から7月30日までの7日間、実施いたしました。

審査に当たりましては、町長から提出された決算関係書類と会計管理者及び水道事業管理者が保管する関係諸帳簿、証書類との照合、関係責任者からの説明を聴取するなど、書類等が適切に作成されているのか審査いたしました。

その結果、審査に付された各決算は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、計数に誤りがなく、法令規則に基づいて適切に処理されているものと認めました。

財政運営において、重要な自主財源である町税及び税外収入全般における徴収率は、徴収体制の強化策等により、前年度との比較において徴収率の向上が見受けられました。コロナ禍により、税収等の増加が見込めない中、国の補助金などを積極的に活用しているほか、滞納整理対策を強化するなど、職員が一丸となって財源確保に取り組んでいることは評価できるもので、特に町税及び国民健康保険税につきましては、徴収実績の増加が顕著であります。今後も、賦課徴収の公平性の観点からも徴収率向上に、より一層取り組んでいただきたいと思っております。

一方、経常収支比率が示すとおり、財政構造の硬直化は進んでおり、今後予定されている大型事業等を考慮すると、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できなくなるお

それがありますので、抜本的な構造改革と、これまで以上に慎重な財政運営が望まれます。

以下、22ページから37ページまでの説明は省略させていただきますが、各会計の前年度との比較及び詳細について、それぞれ資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、令和2年度決算審査意見書についての御報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査及び経営健全化審査の結果について、御報告いたします。

お手元に配付しております報告第33号令和2年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを御覧いただきたいと思います。

審査の対象は、令和2年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率の5項目及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査は、令和3年7月28日に実施いたしました。

審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、収支がいずれも黒字であること、また、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っている内容となっております。現在の数値は、県内でも上位に位置しておりますが、今後は、歳入面では確実に減少、歳出面では町の大型事業も計画されており、確実に計数の悪化が見込まれておりますので、計画的で、健全な財政運営が求められてくると思われまます。

また、審査に付された書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上、令和2年度財政健全化審査意見書及び令和2年度経営健全化審査意見書についての御報告といたします。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） これをもって、決算の概要説明及び審査意見書の報告を終わります。

本件については、9月10日までの審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本件については、9月10日を審査期限とする議長を除く全議員を

もって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

なお、決算審査特別委員会を本日の定例会終了後、直ちに招集しますので、このまま御着席願います。

なお、9月7日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

9月7日の一般質問の順序をお知らせします。

1番目は10番の佐々木寿夫君、2番目は2番の山本泰二君、3番目は3番の向中野幸八君、4番目は7番の疋清悦君となります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時00分